

石炭じん肺訴訟の現状について

令和3年1月26日

産業保安グループ 石炭保安室

石炭じん肺訴訟（和解等）の現状について

- 筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年4月）以来、原告患者2,298名に損害賠償金約174億円を支払い解決済み。（令和2年12月末時点）
- 現在、係属中の原告患者数は、札幌及び長崎地方裁判所の48名。
- 平成23年度から、労働局、労働基準監督署、医療機関等に対し、ポスター及びリーフレットを送付し掲示・配布を要請する等、石炭じん肺訴訟の和解手続に関する広報活動を実施。（別紙参照）（H23年度からR2年度までに延べ計約10,700箇所へポスター及びリーフレットを送付。）

【参考1】 提訴者数、和解者数（何れも患者数）、和解金額（億円）の推移

	～26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度 (12月末時点)	合計
提訴者数	2,428	25	69	33	45	41	17	2,658
和解者数	1,892	87	40	58	106	93	22	2,298 ^注
和解金額	142	7	3	4	9	8	2	174

（注） 提訴者数の合計と和解者数の合計との差360人の内訳は、「現時点の未和解者」48名と「取下げ者の累計」312名。

【参考2】 法テラス及び石炭保安室への問合せ件数の推移

	～26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度 (12月末時点)
件数	174	105	81	57	57	62	33

【別紙】 石炭じん肺訴訟の和解手続に関する広報（平成23年11月～）

炭鉱でじん肺にり患された方及びじん肺によりお亡くなりになられた方の相続人の皆様へ損害賠償金をお支払します。

経済産業省
石炭保安室

**炭鉱で働いていた方を
探しています!!**

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決で国の損害賠償責任が確定したことから、国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。
・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

＜お問い合わせ先＞
最寄りの法テラス(日本司法支援センター) 最寄りの弁護士会
電話 0570-078374 日本弁護士連合会のホームページ
※ 通話料のみ、利用料はかかりません。は、
(平日:9:00~21:00、土曜:9:00~17:00) <https://www.nichibenren.or.jp>
<https://www.houterasu.or.jp>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 石炭保安室

(ポスター)

**炭鉱で働いていた方を
探しています!!**

経済産業省
石炭保安室

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決により、国の損害賠償責任が認められました。この損害賠償金の請求方法についてのご案内です。

Q1. どうすれば損害賠償金をもらえますか？

国を提訴し、以下の要件で和解が成立した場合に損害賠償金をお支払いします。

- (1) 昭和35年4月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。
- (2) じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- (3) 時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。
・時効期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

Q2. 炭鉱を経営していた会社は、既に無くなっているのですが、損害賠償金はもらえますか？

最高裁判決を踏まえ、国の負担分のみをお支払いします。

Q3. じん肺を患い労災保険で療養中ですが、損害賠償金はもらえますか？

労災保険による補償とは別に、損害賠償金をお支払いします。

Q4. いつごろ損害賠償金はもらえますか？

国を提訴していただき、和解要件の下で和解が成立すれば損害賠償金をお支払いします。

Q5. 損害賠償金はいくらもらえるのですか？

じん肺の症状に応じてお支払いします。
なお、じん肺で亡くなった方の場合は、遺族(相続人)の方にお支払いします。

Q6. もっと詳しい内容を知りたいのですが？

詳細については、最寄りの「法テラス」等へお問い合わせください。
【法テラス(日本司法支援センター)】
連絡先は、0570-078374
※ 通話料のみ、利用料はかかりません。
(平日:9:00~21:00、土曜:9:00~17:00)
ホームページ: <https://www.houterasu.or.jp>

弁護士会は、日本弁護士連合会のホームページからご覧になれます。
ホームページ: <https://www.nichibenren.or.jp>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 石炭保安室

(リーフレット)